

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 高橋建設株式会社(法人番号5070001009590)
業者の住所 : 群馬県高崎市箕郷町西明屋441
- 2 指名停止措置期間 : 令和6年5月15日 から 令和6年7月14日 まで(2か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者は、令和5年7月31日を審査基準日とする経営事項審査において、偽造した特定自主検査記録表を添付し、虚偽の申請を行ったことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和6年2月28日、群馬県知事から監督処分(指示)を受けた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1月以上9月以内